小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

平成25年1月30日提出

小金井市長 稲 葉 孝 彦

(提案理由)

国民健康保険事業の円滑な財政運営を確保するため、国民健康保険税の課税限度額を改定する必要があることから、本案を提出するものであります。

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険税条例(平成20年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「50万円」を「51万円」に改め、同条第3項中「13万円」を「14万円」に改め、同条第4項中「10万円」を「12万円」改める。

第22条各号列記以外の部分中「50万円」を「51万円」に、「13万円」を「14万円」に、「10万円」を「12万円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以 後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険 税については、なお従前の例による。

議案第15号資料1

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

国民健康保険事業の円滑な財政運営を確保する必要があるため、国民健康保険税の課税限度額を改定するものである(以下「条例」とは、この改正を含む小金井市 国民健康保険税条例をいう。)。

2 改正内容

課税限度額の改定

- (1) 基礎課税額の課税限度額の改定 50万円を51万円に改める(条例第2条第2項、条例第22条)。
- (2) 後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の改定13万円を14万円に改める(条例第2条第3項、条例第22条)。
- (3) 介護納付金課税額の課税限度額の改定 10万円を12万円に改める(条例第2条第4項、条例第22条)。

3 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行する(付則第1項)。

4 経過措置

この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による(付則第2項)。

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表		
改正条例	現行条例	備考
(課税額)	(課税額)	
第2条 省略	第2条 省略	
2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及	2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及	
びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割	びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割	
額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算		
額とする。ただし、当該合算額が <u>51万円</u> を超える場合においては、	額とする。ただし、当該合算額が <u>50万円</u> を超える場合においては、	
基礎課税額は、 <u>51万円</u> とする。	基礎課税額は、 <u>50万円</u> とする。	額の改定
3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世	3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世	
帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得	帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得	
割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額	割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額	
が14万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、	が13万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、	
<u>14万円</u> とする。	<u>13万円</u> とする。	等課税額の限度額
	4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健	· ·
康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険		
者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世		
帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につ		
き算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただ		
し、当該合算額が12万円を超える場合においては、介護納付金課		
税額は、 <u>12万円</u> とする。	税額は、 <u>10万円</u> とする。	の限度額の改定
(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)	
第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対し		
て課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額か		
らア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>5</u>		
<u>1万円</u> を超える場合には、 <u>51万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢		
者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額し	者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額し	
て得た額が $14万円$ を超える場合には、 $14万円$)並びに同条第4	て得た額が <u>13万円</u> を超える場合には、 <u>13万円</u>)並びに同条第4	
項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当		· ·
該減額して得た額が $12万円$ を超える場合には、 $12万円$)の合算		
額とする。	額とする。	
省略	〉	
(3) J	(3) J]

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、 平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。